



## 《会計・税務の知識》 過年度遡及修正基準

### はじめに

平成23年度4月1日以後開始する事業年度より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下、過年度遡及修正基準)が適用されています。そこで、今回は上記に関する原則的な会計上の取り扱いについて、固定資産を題材に紹介したいと思います。なお、各項目は、会社法計算書類を前提としています。

### 1. 適用対象

過年度遡及修正基準の対象は、下記①～④の事象となります。

#### ① 会計方針の変更

財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続の変更。(例：減価償却方法を定率法から定額法へ変更)

#### ② 表示方法の変更

財務諸表の科目分類、科目配列、報告様式等の変更。(例：減価償却累計額を間接控除方式から直接控除方式に変更)

#### ③ 会計上の見積りの変更

新たに入手可能となった情報に基づいて過去に行った会計上の見積りを変更すること。(例：固定資産の耐用年数を変更)

#### ④ 過去の誤謬の修正

過去の誤謬を修正すること。誤謬とは、財務諸表作成時に入手可能な情報を利用しなかったこと、または誤用したこと。

(例：過去の減価償却費計算の誤りを修正)

### 2. 注意点

上記①～③を合わせて「会計上の変更」といいます。ここで注意が必要なのは、「会計上の変更」は、あくまで会計基準の改正に伴う変更や、会社の実態を適切に財務諸表に反映させるための変更であり、過去に採用した誤った会計方針、表示方法、会計上の見積りを正しいものに変更する場合は、①～③の「会計上の変更」ではなく、④「過去の誤謬の訂正」に該当するという点です。

### 3. 取り扱い

次に「会計上の変更」及び「過去の誤謬の訂正」

を行った場合の原則的な取り扱いを紹介します。

①	会計方針の変更	遡及適用
②	表示方法の変更	財務諸表の組換え
③	会計上の見積りの変更	当期及び将来にわたり処理
④	過去の誤謬の訂正	修正再表示

#### ① 遡及適用

会計方針の変更を行った場合、新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用したかのように会計処理します。例えば、減価償却方法を定率法から定額法に変更した場合、取得時から定額法で償却していた場合の期首簿価と定率法による期首簿価の差額について期首の利益剰余金の金額を修正します。

#### ② 財務諸表の組換え

表示方法の変更を行った場合、新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように表示しますが、会社法計算書類の場合、表示されるのは当期分のみのため、影響はありません。

#### ③ 当期及び将来にわたって処理

会計上の見積りの変更を行った場合、過去に遡及処理せず、その影響は将来に向けて認識します。例えば、耐用年数を当初10年と見積もった固定資産について、3年経過時点で残存耐用年数が2年であることが明らかになった場合、過年度の減価償却費は修正せず、その時点の簿価を残りの2年で償却します。

#### ④ 修正再表示

過去の誤った減価償却費を修正する場合、前期以前の分に関する修正額については、当期首の減価償却累計額、及び利益剰余金(減価償却費分)の額に反映します。会社法計算書類の場合、結果として、会計方針の変更を行った場合と同様の処理になります。

### 結び

今後もIFRSとのコンバージェンスに伴う会計基準の改正が多く予定されており、日々のキャッチアップの必要性がさらに高まっています。

(担当：末廣)